「合意形成を目指すことへの合意」 醸成のための理論的枠組みの検討及び実践 ~宮崎海岸侵食対策事業を事例として~

吉武 哲信1・吉田 智洋2・高田 知紀3

1正会員 九州工業大学大学院教授 工学研究院建設社会工学研究系

(〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町1番1号) E-mail:yoshitake.tetsunobu038@mail.kyutech.jp

²学生会員 九州工業大学大学院 工学府建設社会工学専攻(〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町1番1号) E-mail:q345323t@mail.kyutech.jp

³正会員 神戸市立工業高等専門学校准教授 都市工学科(〒651-2194 神戸市西区学園東町8-3) E-mail:t-takada@kobe-kosen.ac.jp

環境保全に関わる社会基盤整備事業において、不特定多数のステークホルダーが対立する中で、社会的合意形成を目的とした話し合いの場を設置することは容易ではない、そこで本稿では、合意形成に向けた話し合いを実現する要因として、「合意形成を目指すことへの合意」という概念を導入する。そして、「合意形成を目指すことへの合意」を得るための条件を検討し、体系的に整理した理論的枠組みを提案する。すなわち、「合意形成を目指すことへの合意」は、1)事業プロセスへの関与、2)価値観の多様性の承認、3)合意形成のための場の承認の3要件を段階的に満たすことで得られることを示し、3要件の成立条件及び実事業への展開のための具体的方策を検討する。

Key Words: Circumstance for consensus building, Public participation, Environmental protection project

1. はじめに

環境保全を目的とした大規模な社会基盤整備事業では、 行政はもとより、事業実施によって正負の影響を受ける 住民・市民、あるいは環境保護や歴史・文化等に関心の ある各種市民団体等,不特定多数のステークホルダー (事業に関心を持つ人々,以下SH)が存在する.このSH の価値観や判断基準は多種多様であり、この違いがSH 間の対立を引き起こす要因となる. SH間の対立が深刻 化し紛争に発展した場合,事業が膠着状態に陥り,事業 の中断・中止, 事業を必要とする問題への不対応等, 社 会的便益を大きく損なう事態になりかねない. このよう な事態を防ぐためには、不特定多数のSHとの合意形成、 つまり社会的合意形成を図る必要があり, 近年の環境保 全に関わる事業では、たとえば多摩川流域懇談会¹⁾や天 王川自然再生事業における座談会3のように,市民と行 政、さらに専門家や学識経験者等も交えた多様な主体が 参加する話し合いの場が設けられることも多くなってい

る.

この結果、関係者の努力によって社会的合意形成を実現できた事例は近年増えつつあるが、実際のところ、事業を巡って対立関係にあるSHが話し合いの席につく状況を形成することは容易ではない. あるいは、過去に別の問題を巡って行政と市民、市民相互の関係が崩れるような歴史的経緯がある場合は、そもそも合意形成の懸案となる事業そのものを対象とした話し合いの場を設置することすら容易でない状況もあろう. このような状況で話し合いの機会を設けても、市民が個々に行政に対して事業との関係の有無に関わらず、自身の意見を表明するだけとなり、合意形成に向けての議論を開始することは難しい.

このような問題認識の上で、環境保全に関わる事業の合意形成に関する既往研究や事例紹介を概観すると、(社会的)合意形成のプロセス・手法に関する文献は数多いものの、合意形成のテーブル(場)の設置について検討した研究はさほど多くない、その中でたとえば外井³は、

環境保全型の社会基盤整備事業とは異なるが、生活道路 整備を事例に、合意形成の場を生み出す原動力として 「合意形成基盤」という概念を提唱している. 同研究で は、協議会設立・非設立の両地区の諸特性の比較から、

「合意形成基盤」の成立には、住民同士のつながりの強さ、事業に積極的に関わるリーダーシップを持った人物の存在といった社会的条件、住民からの要望にもとづく行政の事業説明や住民意見の整理といった個々の行政サポートが重要な役割を果たすことを明らかにしている. すなわち、合意形成の場の設置以前に、話し合いの場を生み出すための要因があることが示されている.

SHの多様性やSHが存在する空間的範囲等が異なるため、環境保全型事業と生活道路整備事業を同等に捉えることはできないが、合意形成に向けた話し合いの開始を決定づける要因が話し合いの場の設置以前にあるという考え方が、環境保全型事業にも通ずるということについては筆者らの実務上の経験から十分に理解できる。このことは、過去に決定された社会基盤整備事業に関わる紛争が長期化し、地域コミュニティ自体が弱体化している状況においても、あるいは近年増加している甚大な自然災害からの復興プロジェクトにおいて、住民の関心がそもそも復興に向かっていない段階でも合意を得て事業を推進しなければならないというジレンマに対応の糸口を与える可能性がある。

以上の認識から、本稿ではまず、外井が示す「合意形成基盤」の概念を参照し「合意形成を目指すことへの合意」という概念を導入したい、すなわち、環境保全型事業において、社会的合意形成に向けた話し合いを行うためには「合意形成を目指すことへの合意」を得る段階が必要であることを示す、逆に言えば、合意形成を実現した事例では、SHが合意形成を目指すことに合意していたということである。そして合意形成に関する基礎理論や既往研究を参照しながら「合意形成を目指すことへの合意」を得るための条件を考察し、それらを体系的に整理することによって、理論的枠組みを提案したい。

なお講演当日には、この理論的枠組みの有効性を提示するために、宮崎海岸侵食対策事業での実践事例を併せて紹介する。同事業には事業の初期段階、すなわち、合意形成を目指すことへの合意を得る段階から第1著者が参画し、その後、第3著者も参画の上で、社会的合意を形成しながら事業を推進しているところである。

2. 合意形成の理論的考察

(1) 合意形成の定義

合意形成の定義は極めて多義的なものである。本章で はまず、合意形成に関する基礎理論を概観しながら、本 稿の合意形成に対する考え方を示していきたい.

まずは合意形成の目標について整理する. 先述のよう に,価値観・判断基準の多様性は対立を引き起こす要因 であり、合意形成ではこの多様な価値観とどう向き合う かが問われる.この点に関して,今田⁴は合意形成を 「社会編集」と捉える. つまり、異なる意見を認めず、 それを削り落とし、違いを平準化するような「社会統 合」による合意形成から、各人の自律性や個性を認めた 上で、それらを互いに関係づけ、共生可能な状態に編集 するような「社会編集」による合意形成への転換の必要 性を主張する. また,桑子⁵は合意形成を「多様な意見 の存在を承認し、それぞれの意見の根底にある価値を掘 り起こし、その情報を共有して、解決策を創造するプロ セス」と定義している. この2つの合意形成の定義は共 に、価値観の多様性を認めることの重要性を強調する. つまり, 価値観が多様化する現代においては, 価値観の 多様性を解消して合意を得るのではなく、価値観の多様 性自体に価値を見出し、それを創造的に調和させて合意 を得ることが求められるのである.

また合意形成は、主体をどう捉えるかが重要である. PI(Public Involvement)は、直訳すれば、行政が市民を事業プロセスに巻き込むことであり、行政を主体、市民を客体と捉えた言葉である. しかし、今田や桑子の示す「価値観の多様性を認める」合意形成は行政のみならず、市民も「認める」という行為の主体とならなければならない

本稿では、今田や桑子の考え方を継承し、「行政と市 民(住民)」のみならず、「市民(住民)相互」も互いの価 値観を認め、その上で多様な主体が調和できる物事を創 造することを合意形成(行為)と呼ぶこととしたい.

(2) 「合意形成を目指すことへの合意」の意味と合意 形成プロセスへの導入の意義

本稿が導入する「合意形成を目指すことへの合意」の概念は、合意形成に向けた話し合い開始の可否が合意形成の場の設置以前の要因によるという点で外井の「合意形成基盤」と共通する。しかし、「合意形成基盤」はその成立条件がある時点の状況変数(コミュニティの強さやリーダーの存在等)で説明されるのに対して、「合意形成を目指すことへの合意」はSHの経時的な態度変容の成果として捉える。つまり、SHが総体として合意形成を目指そうと態度を変容させる時に「合意形成を目指すことへの合意」が得られたとみなす。

「合意形成を目指すことへの合意」が得られていない 状態では、市民・住民がそれぞれ自身の価値観のみにも とづいて個別に行政に主張する.環境保全型事業は、自 然と開発など、トレードオフの関係にある要素を含むた め⁶、ある価値観を実現しようとすれば、他の価値観が 損なわれるというリスクが生まれやすい.この中で,自身の価値観のみを実現しようとする主張は,異なる価値観の存在を認めないことと同義であり,この状態では合意形成には向かえない.この意味では,特に環境保全型事業のようにトレードオフ関係が内包される多様なSHが存在する事業や,過去の何らかの経緯から行政も含むSH間で相互不信が存在している場合において,「合意形成を目指すことへの合意」を得る段階が重視されるべきと言える.

3. 「合意形成を目指すことへの合意」が醸成される条件

(1) 「合意形成を目指すことへの合意」醸成の3段階

以上の議論を踏まえた上で、環境保全型事業(具体事例としては海岸保全事業を想定している)において、SHが「合意形成を目指すことへの合意」を醸成するために必要な条件を検討する。なお、ここで合意の「形成」ではなく「醸成」の語を用いるのは、「合意形成を目指すことへの合意」が得られる段階は、話し合いの場の設定以前であるため、合意形成しようとすることを「決定」する機会(場)が不明確で、かつ参加者も不明確であることによる。

自然・社会的要因によってある環境が脅かされる現象があり、事業主体(行政)が(住民等からの要望も受けて)何らかの事業によって措置する必要があると発表した際(場合によっては、事業案も示される)、「合意形成を目指すことへの合意」が醸成されるための条件は、市民・住民の立場から原理的に考えると、次のようなプロセスを経ると考えられる。a)その事業に関心を示し、b)自

身と価値観・判断基準が異なる事業の方向性や他者(行政や他の市民・住民)の存在に危機感を抱き、c)自身の意見を表明し事業に影響力を与えたいと希望するが、同時に他者も同様に自身と異なった意見を表明しており、d)自身に少しでも望ましい結果を得るためには他者との折り合いも目指さないといけないことに気づき、e)それが可能な場で共に合意形成を目指そうと考える、という段階である.

これらを少し大枠として考えると,重複するがa)~c)は1)事業プロセスへの関与,b)~d)は2)価値観の多様性の承認,d)~e)が3)合意形成のための場の承認,という3つの段階にまとめることができよう(図-1).以下ではこれらが成立する条件について順に考察する.

(2) 事業プロセスへの関与

言うまでもないが、社会的合意形成は市民が事業プロセスに関与することで進められる。すなわち、社会的合意形成は市民の関心と参加があって初めて成立する。

市民が事業に関心を示す条件を考えると, i)事業が解決しようとする問題, あるいは事業(案)そのものへの(直接的)関心が存在する場合(先述a)), ii)事業主体である行政, あるいは自分とは異なる意見を持ち事業に影響を及ぼそうとする他者への関心を通じた(間接的)関心が存在する場合(先述b),c))の2つが想定できよう.

i)事業が解決しようとする問題へ関心を示す場合とは、その問題の深刻性・緊急性を認めている場合である。また事業(案)そのものへの関心とは、その段階で想定されている事業案では、自分の価値観や利害(関心)を護れないと考える場合である。たとえば洪水の危険性を想定すればわかりやすい。問題による自身の利害、あるいは価値観への脅威が深刻なものであるほど、あるいは事業案

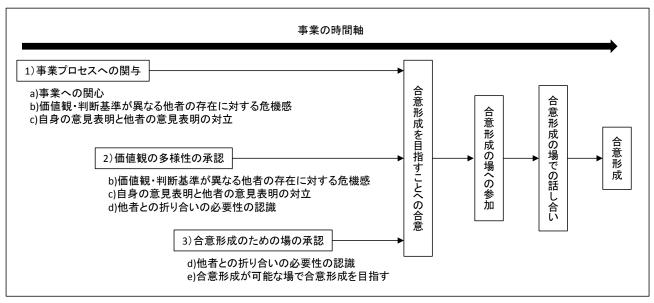


図-1 「合意形成を目指すことへの合意」醸成の3段階

が自分にとって満足いくものでないほど,市民は自身に 有益な対策を望み,そのために事業プロセスに関与した いと考えるだろう.

ただし、問題の深刻性・緊急性が認識されるか否かに関わらず、市民・住民が行政に対して不信感を抱いている場合は事業プロセスに関与したいと考えるだろう.これがii)に相当する.たとえば2010年前後に全国的に公共事業に対し、「自然破壊」「無駄遣い」「癒着」等の批判がマスコミ、国民の間でなされたが、これは事業の目的や手法に関わらず、公共事業の存在そのものが批判の対象になったわけである.いわゆる行政の「意図に対する信頼^{7/8}」が問われていたのであり、公共事業一般を抑止することも念頭に置きながら、特定の事業へ批判的関与がなされた状況と言える.

関連して、他の市民・住民が主張する特定の価値観や利害のみが事業(案)に反映され、自身の価値観や利害が損なわれると感じた場合も、事業プロセスに関与したいと考えるだろう。たとえば特定の環境保護団体の主張が地域社会で強く訴えられ、住民がその方向では自身の利益が護れないと考えた場合、住民は事業プロセスに関与しようと考えるだろう。これは先のb)c)にあたる。

(3) 価値観の多様性の承認

価値観の多様性の承認は、先述のb)~d)に相当する. すなわち、自身の関心の方向とは異なる他者の存在を認知し、自身と同様に他者も尊重されるべきことを認識し、その上で、他者が共に折り合いをつけながら「善い」策を創造するカウンターパートであることを認めることである. あるいは、自身の価値観を絶対視する態度を改め、相対的に捉えようとする態度を形成する態度、自身と異なる価値観と共存しようとする態度である. なお、ここで「良い」ではなく、「善い」という語を用いるのは、多様なSHの創造的な参加によって生みだされた合意は、たとえその時点での技術的・社会的背景による制約条件

の影響下にあっても、「道徳的」「倫理的」な意味を含めより一般的・本質的な解に近づきうるとの認識に基づくものである.

このような態度への変容は、事業プロセスにおいて、 自身の価値観が尊重されることは、同時に他者の価値観 も尊重されることと同義であることを認識することに始 まる. 「合意形成を目指すことへの合意」を醸成するた めには、如何にすればこのような態度が市民・住民の中 に生まれるかが問われる.

この点に関し、価値を相対的に捉えられるようになるためには、たとえば内省機会を設けること⁹や複数の情報提供¹⁰が有効であることが指摘されている。すなわち、自身と異なる価値観やそれに関する情報を知覚する機会を設けることが必要である。

具体的にこれを実践するためには、事業主体、あるいは中立的な第三者が、各SHの意見・立場を価値観の偏りなく引き出し、SH間で共有することが考えられよう。また行政や専門家の役割としては、科学的・技術的検討や社会基盤整備事業の性質(時間的・財政的制約等)に関する事実情報を提供することが必要である。

(4) 合意形成のための場の承認

「合意形成のための場の承認」については先述のd)~e)がこれに相当する. すなわち, 「善い」策を案出するためには, 他者との創造的な折り合いが必要と認識した上で, そのプロセスを実現できる場が「その場(合意形成議論を進めていく場)」であるという認識を, 多様なSHが共有し得ることが前提条件となる.

まず,「場」についての議論を行う最初のステップとして,「この場でなら共に合意形成を目指そうと考えられる」という場の設置主体について考えよう. たとえば,特定の価値観を有する市民(住民)グループが主催する場は,他のSHから承認されるだろうか?あるいは,行政が設置する場は無条件に多様なSHから承認されるだろ

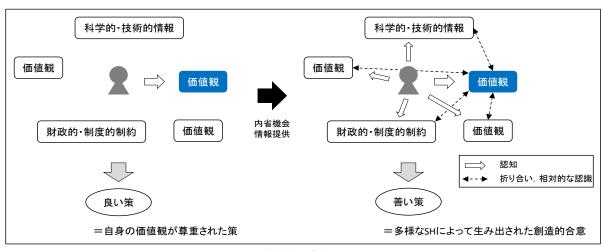


図-2 価値観の多様性の承認

うか?研究者等が第三者として設置する場合はどうであろうか?

そもそも環境保全型の社会基盤整備事業は公共事業であるため、意思決定を担うのは事業主体である担当行政部局であり、当該行政部局不在の合意形成は意味をなさない。また、その「場」を継続的に運営していくためには資金的・人的資源が必要である。さらに、その場は特定の価値観に偏らず、参加者が対等に扱われる場所(場の公平さ)でなければならない。この点、特定の関心・価値観を表明する民間組織では多様なSHの承認は受けづらい。この意味では、事業主体である担当行政部局か、あるいは人的・資金的資源の裏付けを持って研究者等の第三者組織が「場」を設置することが望ましいだろう。

なお、言うまでもなく、行政や第三者組織が場を設置・運営することのみをもって、合意形成の場として承認を受けられるわけではない。合意形成の場において行政的合理性^{II)}だけが優先されれば、市民の目には「市民参加のアリバイ作り」と映りかねない。このような場合、市民は合意形成を実践しようとはしないばかりか、合意形成に対する肯定的態度自体が失われ、さらなる行政不信を招く恐れもある。

すなわち、二つ目の観点として「どのような機能があれば(どのような条件を満たせば)、合意形成を進める場として承認されうるか」を理解する必要がある。なお、ここで検討したいのは「合意形成をしようと思い始める(決心できる)場」のための条件であり、「事業内容に関する合意形成を進める場」が機能する前の段階であることに留意したい。

1章で述べたように、前者の「合意形成をしようと思い直せる(決心できる)場」に関する既往研究は少ない一方で、後者に関する既往研究は多い.これは、後者の研究が、場の形成に関して2つの段階を区分していないことも一因として考えられる.すなわち後者が提示する条件は、前者のための条件を暗黙裏に包含していると考えてもよかろう.そこで本節では、既往の研究が示す「合意形成を進める場」の条件を参照しながら、「合意形成をしようと思い直せる(決心できる)場」の条件を検討してみたい.

原科¹³は「合意形成を進める条件」について、「良い合意形成」には、合意形成の進め方と結果(合意内容)において「合理性」「公正性」の2つが重要であるとしている.これを踏まえれば、SHは、その「場」で合意形成のための議論が合理性、公正性をもって進められることを期待でき、それゆえ最終的に得られる合意内容の「合理性」「公正性」も期待できると認識したときに、「合意形成をしようと思い直せる(決心できる)」と考えられる.では、合理性・公正性はどのように認識されるであろうか?



図-3 合意形成の場の条件の捉え方

「合理性」には、行政的合理性、学問的・技術的合理性がある。また、桑子¹¹⁾が指摘するように、行政的合理性や学問的・技術的合理性だけでは評価できない市民・住民の価値観も存在する(これを「市民・住民的合理性」と仮に呼ぶ)。

このように考えると、「合意形成をしようと思い直せる(決心できる)」には、行政の制度的・実務的諸条件、学問的・技術的条件、そして市民・住民的合理性が等しく議論の俎上にあげられることが保証され、それらの合理性が担保された形で合意形成が進められていくことを期待できると、市民・住民が認識できる状況を整えることが重要と言えよう。

次に「公正性」について見てみよう。公正性には結果の公正性と結果に至るまでのプロセスの公正性がある。ただし、多様なSHが存在し、なおかつトレードオフになる利害関係が多く包含される環境保全型の社会基盤整備事業では、結果の公正性の確保はそもそも容易ではない。その上に「合意形成をしようと思い直す(決心する)」時点では、合意形成内容がどこに落ち着くかも想像できない。すなわち結果の公正性の確保は未知数である。その場合でも公正にできるかぎり近づくことができると市民・住民が期待できれば、「合意形成をしようと思い直す(決心する)」要因となるであろう。

プロセスの公正性については、合意形成プロセスは「この場において(こそ)」、全てのSHが公正に扱われて 進められるだろうという期待である。市民・住民がこの ような期待を抱ける環境を整えることが必要となる。

現場では、以上を実現できる場を生み出し、維持していく手法が問われることとなる。次章ではその手法について、断片的ではあるが、検討したい。

4. 事業への具体的展開

3章で整理した3つの段階での条件は、実事業の中でどのように実現できるであろうか。特に、過去の経緯から多様なSHが相互不信、行政不信の状況にある場合、その段階から「合意形成を目指すことへの合意」を得る段階に移行するために如何なる方策をとるかが重要である。ここでは3つの段階に沿って具体的方策の方向性を考察

してみたい.

まず、「事業プロセスへの関与」段階について考える. 先に、この段階では事業を必要とする自然・社会現象の 深刻さ、行政や他の価値観を有する市民・住民の存在の 大きさが、市民・住民の参加を促す要因であることを述 べた.この意味では、(I)より多様な関心を喚起するため には、自然・社会現象の深刻さ、多様な市民・住民が関 心を持っている状況を、広く市民・住民に伝えることが 重要である.一見、「寝た子を起こして」事態を複雑 化・深刻化させるように見える方策であるが、結果的に はより多様なSHを顕在化させることで、SHの偏りを少 なくすることにつながることが期待できる.なお、行政 一般・公共事業一般に対する信頼感・不信感については、 その時点で所与のものであるため、マネジメントの対象 とはならないが、不信感が根強いときこそ、市民・住民 への現象の深刻さの周知が必要であろう.

次に、「価値観の多様性の承認」について考えてみよう。先に、価値観を相対的に捉えられるようになるためには、内省機会を設けることや複数の情報提供が有効であり、そのためには、各SHの意見・立場を価値観の偏りなく引き出し(公正性)、SH間で共有すること、科学的・技術的検討や社会基盤整備事業の性質(時間的・財政的制約等)に関する事実情報を提供すること(合理性)の必要性を指摘した。ただし、これらを「合意形成」と切り離し、「多様な価値観が存在」することの認識を得ることに目標を限定して進めることが肝要である。これは、市民・住民はややもすれば自身の正当性を主張し、性急に事業内容を議論しがちであり、その際には他者(他の市民・住民や行政)に対して批判的態度をとりがちであるからである。

このために、(II)たとえば場の名称を「勉強会」として、その場の目的が「合意形成」ではなく、「多様な価値観の認識と情報共有」であることを明確にすることが考えられよう。その上で、(III-1)その場に参加する市民・住民は誰でも自身の考えと主張を参加者の前で発表できることが必要である。なお、(III-2)市民・住民はそれぞれの知識・体験と自身の解釈にもとづいて意見・立

場を表明するが、その知識・体験も同時に披露されることが重要である。その主張がいかなる理由・背景から生まれているかを参加者が認識することが、内省や他者への共感のきっかけとなると期待するからである。

その上で、(IV)参加する市民・住民が得たい情報(事業との直接関係の有無にかかわらず)については、「ともに学ぶ」ことが求められよう。(IV-I)それが自然・社会現象に関するものであれば客観的事実を共有することが重要である。客観的事実をもって、参加者は自身の知識・体験と解釈を再評価するとともに、他の市民・住民や行政とのコミュニケーションの共通ベースを構築できることを期待できる。また、(IV-2)事業主体の判断・行動原理である行政システムに関する学習も必要である。行政的合理性の基盤となる各種法制度、各種手続き、そして予算や時間的制約条件等は、最終的決定権限をもつ行政を、対等なSHとして市民・住民が理解するための基盤となろう。あわせて(IV-3)学問的・技術的合理性の尊重の基盤として、市民・住民が望むテーマに沿って専門家から情報提供されることも必要である。

なお、以上の(II)~(IV)が限定された参加者のみで行われれば多様なSHの中での「合意形成を目指すことへの合意」には至らないため、(I)の継続的実施とともに、(V)として、(II)~(IV)が公開の場で行われ、発表・説明資料や質疑応答の内容は常に公開されることが必要であろう

「価値観の多様性の承認」は、以上の(I)~(V)を継続的に実施することで進展すると考えられるが、市民・住民の最大の関心は事業そのものであるから、ある時点で参加者(市民・住民)の関心が合意形成に向かうことは必然である。この段階において初めて、合意形成のための場の必要性が共有されよう。

最後に「合意形成のための場の承認」を得るための方 策について検討する. 現実的には(I)~(V)の方策を一貫 して誠実に実施することで, 「価値観の多様性の承認」 段階を進めた場は合理性と公正性が尊重される場である との認識は,参加者にある程度共有できていよう. 合意 形成という新たな段階に移行する際, 今後も(I), (III)~

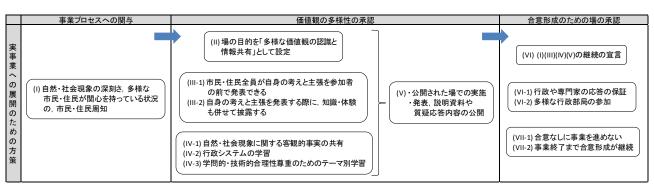


図4 「合意形成を目指すことへの合意」醸成の実事業への具体的展開

(V)が尊重されるという期待が、「合意形成のための場」の承認の基盤となろう. したがって、(VI)として、(I)、(III)~(V)が将来的にも尊重されることを宣言することが重要である.

その上で、合意形成段階では意見の応答が重要であるため、(III)の誰でも意見表明ができることに加えて、(VI-1)それに対して行政や専門家の「応答」がなされることが保証され、さらに多様なSHの関心に応答するためには(VI-2)関心を向けられる行政部局は、直接の事業担当部局であるか否かに関わらず参加すること(専門家も同様)も、確約される必要があろう(たとえば行政の縦割り的論理では市民・住民的合理性には対応できない)。

その上で、そもそも合意形成にもとづいて事業を進めるという姿勢の一貫性を担保するために、(VII-1)一定の合意なしに事業を進めない(次の段階に進まない)こと、(VII-2)合意形成は事業終了まで継続する、等のスタンスが表明されることが必要であろう。これは行政の「意図に対する信頼」の担保でもあり、「プロセスの公正性」の保証ともいえる.

5. おわりに

本稿は「合意形成を目指すことへの合意」醸成のための理論的枠組みを検討し、その上で実事業への展開に関する具体的条件について考察したものである。特に実事業での具体的条件は未だ十分とは言えず、一層の充実が必要と考える。

なお,本稿で提示した枠組みや条件の実践可能性については,講演当日に宮崎海岸侵食対策事業を対象として発表する予定である.

謝辞: 本稿はJSPS科研費16K00674に助成を受けたものです

参考文献

- 1) 六宮彰宣, 土肥真人:多摩川水系河川整備計画策定 プロセスにみる社会空間形成における河川の可能性, ランドスケープ研究, Vol.68, No.5, pp.745-748, 2002.
- 2) 高田知紀,豊田光世,佐合純造,関基,秋山和也,桑子敏雄:社会基盤整備における合意形成プロセスの構造的把握に関する研究,土木学会論文集 F5(土木技術者実践), Vol.68, No1, pp.27-39, 2012.
- 3) 外井哲志, 坂本紘二:生活道路整備における合意形成基盤の成立条件の定量的評価に関する研究, 土木学会論文集 D3(土木計画学), Vol.68, No.1, pp.1-14, 2012.
- 4) 猪原健弘:合意形成学, 勁草書房, pp.17-35, 2011.
- 5) 猪原健弘:合意形成学, 勁草書房, pp.189-190, 2011.
- 6) 鳥居謙一, 宇多高明, 佐藤愼司, 清野聡子, 櫻井克信, 加藤史訓: 「自然共生型海岸づくり」を推進する上での問題点とその解決法, 海洋開発論文集, Vol.19, pp.427-432, 2003.
- 7) 山岸俊男, 山岸みどり, 高橋伸幸, 林直保子, 渡部幹: 信頼とコミットメント形成, 実験社会心理学研究, Vol.35, No.1, pp. 23-34, 1995.
- 8) 藤井聡:政府に対する国民の信頼-大義ある公共事業による信頼の醸成-、土木学会論文集 D, Vol.62, No.1, pp.19-31. 2006.
- 9) 羽鳥剛史, 梶原一慶:公共事業における保護価値と 受容意識に関する研究, 土木学会論文集 D3(土木計 画学), Vol.68, No.5, pp.231-239, 2012.
- 10) 片田敏孝,及川康,木村秀治:情報提供戦略の違い がダムの社会的イメージに及ぼす影響,土木学会論 文集 F5(土木技術者実践), Vol.67, No.1, pp.23-31, 2011.
- 11) 桑子敏雄:環境問題における意思決定と合意形成, 「エコ・フィロソフィ」研究別冊, 2010.
- 12) 猪原健弘:合意形成学, 勁草書房, pp.70-72, 2011.

A THEORETICAL FRAMEWORK AND PRACTICE OF AWARENESS PRODUCING FOR A BASIS OF CONSENSUS BUILDING - A CASE STUDY ON THE EROSION CONTROL PROJECT IN MIYAZAKI COAST -

Tetsunobu YOSHITAKE, Tomohiro YOSHIDA and Tomoki TAKADA

Starting a discussion to build a consensus in a society for an environmental protection project often accompanies some difficulties because of serious conflicts among many stakeholders with various values and interests. The purpose of this paper is to provide some theoretical framework to solve such problems. This paper's main target is how to introduce a circumstance for initiating a forum for consensus building. This paper put the importance on the circumstance building before starting consensus building process. Based on a discussion referring the conventional studies, a basis of the circumstance building among stakeholders is given as three steps, 1) participation in a project, 2) approval of diversity of values, 3) approval of a forum for consensus building. This paper gives certain conditions for the three steps and then, discusses appropriate procedures for practical projects.